

令和3年度 第2回吹田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 開催日時

令和4年(2022年)1月17日(月) 午後2時～午後2時56分

2 開催方法

WEB (Zoom) 開催

3 案件

(1)吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について(諮問)

(2)その他

4 出席者

(委員)

足立 泰美会長、木田 正章会長代理、佐野 薫委員、城下 賢一委員、御前 治委員、
新居延 高宏委員、三木 秀治委員、立木 靖子委員、西田 宗尚委員、築野 れい子委員、
萩原 智子委員、桑原 康恵委員、森本 隆久委員

(事務局)

梅森 健康医療部長、 落 健康医療部次長

〔国民健康保険課〕荒井課長、坂原参事、柴原参事、篠田主幹、村山主幹

〔保健センター〕村山参事、黒田主幹

5 欠席者

速見 由昭委員

6 署名委員

佐野 薫委員、桑原 康恵委員

7 傍聴者

なし

8 議事経過及び発言要旨

出席者数の確認、会議成立の宣言、部長挨拶
開会

案件(1)吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について（諮問）

国民健康保険広域化及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課割合の変更、国民健康保険料賦課限度額の引き上げ、子どもに係る均等割保険料の軽減について、吹田市国民健康保険条例の一部を改正することについて、事務局より資料のとおり説明がなされた。

（会長）

資料1で保険料の比率を府の基準に一度に変更すると多人数の世帯に一定負担が掛かるため、段階的に府の基準に変更していくということ、また、医療分と後期支援金で、賦課限度額の変更が行われるのですけれども、これにより高所得者層の国民健康保険料の負担が増える代わりに、中間所得層については保険料が軽減されるであろうこと。また、お子さんがいらっしゃる世帯につきましても、今回法的な措置として軽減措置が導入されまして、未就学児を対象にして保険料の軽減を行う事によって負担を一定緩和させていこうという趣旨で御説明があったと思います。

御質問・御意見等ありましたら、御発言をお願いいたします。

（会長）

私の方から1点確認を含めて事務局にお尋ねしたいと思います。今回、子どもに係る均等割の軽減措置の導入につきまして、一定保険料の軽減が行われております。未就学児を沢山お持ちの世帯についてはどのようになるのでしょうか、そのあたり少し気になると思いますが、吹田市のお子さんを持っている世帯、尚且つ、未就学児以外のお子さんを持っている世帯の保険料がもしお分かりになるのであれば、お教えいただけないでしょうか。

（事務局）

介護納付金が賦課されるケースという形でお答えさせていただこうかと思います。まず、軽減がない場合、給与収入が400万円で4人家族の40歳代夫婦と未就学児の家ということになりますと、軽減適用前の保険料は553,880円という額になります。軽減適用後は522,540円で、差し引きますと31,340円が軽減されるという事になってくると思います。ですから、未就学児がいない方の場合は適用前の金額553,880円が保険料になるのかなと思います。それと、保険料の軽減がかかっているケースで言いますと、給与収入98万円で4人家族の40歳代夫婦と未就学児2人の場合、軽減適用前62,200円が軽減適用後52,810円という事になり差し引き9,390円という事になります。これが未就学児のない場合も軽減適用前の62,200円を納付いただく形になるのかなと思われまます。宜しく御願いたします。

（会長）

有難うございます。4人家族で40歳代で未就学児が2人いた場合のモデルケースで具体的に御説明いただき有難うございます。55万という数字が52万に軽減、そういった中で逆に言えば就学のお子さんにつきましては減免措置がない状況。

皆さま方には何か御質問、それ以外にも疑問点・こういったところはどうなのかといった点がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

(A委員)

相変わらずコロナの状況が収まっていない所で国保についても影響が結構あるのではないかと思うのですが、その状況について簡単に御説明をお願いします。

(事務局)

コロナの影響でございますけれども、令和3年度までは、国の基準に基づき一定所得が落ちた方に対してコロナの減免という制度がございまして、減免分については全額国から補填されておりました。令和4年度につきましてはまだ今のところ決まっておりませんので、国の方に継続を要望してまいります。また、コロナの影響といたしまして令和2年度は医療費がかなり落ちた状態になっておりましたが、令和3年度の状況としましては令和元年度並みに戻りつつあります。府の方で令和4年度の試算をしておりますが、医療費は伸びていくように見込んでいます。

(会長)

今のA委員の御質問でお答えいただいた内容、所謂国の減免というものを御説明していただきました。一定医療費が下がったり上がったりするという動向がある中で、国民健康保険に加入されている方というのは、往々にして所得が苦しい方や自営業の方、今回、飲食店を中心にやはり影響がある中で、場合によっては加入者の方々の保険料を引き続き払うのは難しい可能性がある。今回は減免があったから一定凌いだかもしれないけれど、もし令和4年度以降国の対応が無かった場合には、難しくなるような可能性があるのではないのでしょうか。保険料の今後の対応について、国による令和3年同様の対応があるかどうか、そのあたりの今の状況と、もしなかった場合の対応について市自身で検討なさっていることがありましたら教えていただけないのでしょうか。

(事務局)

減免制度に関しましては、今回、令和2年・令和3年は国の財政支援があるという事でコロナ減免に関しましては、積極的に導入してまいりました。減免制度に関しまして、現在、大阪府の統一基準に向けて減免制度を運用しておるところでございますので、吹田市の独自の減免制度があるのですが基本的な考え方といたしましては大阪府下統一基準に基づく減免の措置というものをやっていかないと今後の統一基準に基づく、減免措置にも

影響してきますので、吹田市として何か出来るという方策はないと考えております。

(会長)

結局のところ、一定大阪府下の対応というものを注視していく必要があります。実際に吹田市に限らず他の市も同じような状況でございますので、今後のコロナの状況により、シビアに料金の方に問題となって来ます。とは言え吹田市で全部所謂持ち出ししては、府下で統一基準化が今どんどん進んでおります中ですので、その方向はぶれずをお願いいたします。

(事務局)

先程、ちょっと言いそびれておりましたが、コロナ減免の継続に関してですが、大阪府市長会を通しまして国・府に対しまして継続的に行うよう要望を挙げさせていただいているという事でございます。以上です。

(B 委員)

国民健康保険が上がるっていうのは、医療費に抑制が掛かると思うんですよ。国民健康保険が上がるとお医者さんに行くのが段々減ってきたり、特にコロナの時は色々状況あると思うのですけれども、今まで吹田市は結構、大阪府とか国とかのやり方で行うことが増えてきますよね。しかし、吹田はそういう面では基準があるかわからないけれども、財政がすごい大変だからといってそれを抑えるのではなくて、その辺考慮してもらって出来るだけ健康保険料を上げないように、医療にかかれるように、健康すいたなのでその辺を考慮していただけたらと思います。大阪府・国が言っているから吹田市もそのままというのではなくて、吹田独自のやり方、吹田市民に寄り添った方向でやっていただけたらと思います。

(事務局)

委員おっしゃるとおり、医療費が伸びていくと保険料というものはどうしても上がってしまうという傾向がございまして、吹田市独自の施策ということもございますけれども、広域化という流れの中、独自の財政負担は難しい点がございまして。ただ、このままずっと上がり続けるというのは市民生活に非常に甚大な影響を与える事になるかと思っておりますので、今後とも国とか府に対しまして要望を行い、よりよい制度にしていきたいと考えておりますので、どうぞご理解いただきますよう宜しくお願いいたします。

(C 委員)

第5波の時に色んな所が調子悪くてかかりつけの病院に行くと凄く空いていた。やっぱりコロナにうつりたくないから、受診を控えている方が沢山いらっしゃるのやなあと思っ

ていて、収まってきたと同時にまた病院が混みだしています。皆さんも良く御存じと思います。吹田市だけではなく、元々いた淀川区の方の病院にも定期的にかかっています、そちらも同じ状況です。今オミクロンが増えてきて、また軽症だという噂もあるけれどもまだ実態がはっきりしないから、今、国も吹田市の方も模索中だと思うのですが、健診を受ける方がすごく減っているというのをニュースで耳にしました。それは、がんの発見率が下がっており、それは健診を受けないからだというのをテレビの報道で見ました。ただ、コロナのせいで他のがんの発見が遅くなるというのが、ちょっと私にとっては不安でそれでも何とか私は、特定健診は毎年受けるようにはしています。直接今の話には関係ないかもしれませんが、去年確かに健診の時のパンフレットを保健センターの方から送っていただいて皆さんに受けてくださいねっていう様な趣旨の事が書いてありましたが、今年もまたオミクロンのせいで健診率が低くなるというのがちょっと不安です。今のところ病院にはけっこうな方がいらっしゃいますけれども、また減っていくのではないかと、それによってまた重症になる方があるのではないかと、そのあたりをどのように対応されて行かれるのかをお聞きしたいです。

(事務局)

委員おっしゃるとおり、令和2年度に関しましては非常に健診受診率が落ち込んだ状態でございます。我々も健診を受けていただく事によって早期発見・早期治療ということに繋げるという事が出来ると思いますが、皆さんもコロナがございますので、受診を控えられています。医療機関の方ではきちんと感染症対策もとっていただいて実施されておりますので、特に御高齢の方につきましては外に出なかつたりして体の機能が低下してきた方もいらっしゃると思いますので、受けていただきますように、色々な手段を通して発信をしていきたいと考えております。

(C委員)

市報を毎月しっかり読んでいると、一遍通りの事しか書いていなくて、健診を受けましょう、という事と、65歳以上の方の健康に関してっていう後期高齢者の方とかの事は書いてあるのです。ただ、もう少し感染症対策をしっかりしているので大丈夫ですよ、皆さんで受けてくださいねっていうようなアピールを前の方のページに特集として組まれたらいかがかと思うのですが、いかがでしょう。

(事務局)

吹田市保健センターの成人保健業務担当から回答します。国民健康保険の加入者に限らず吹田市民全体のがん検診の事を担当している部署なのですが、10月に初めての試みだったのですが、健診のわかりやすい受け方を、必要性ですね。そういったものを書いたガイドブックを初めて作らせていただきました。やはり昨年度非常に健診の受

診率が落ち込みましたので、あの手この手で色々受診勧奨、個別の受診勧奨の方も色々書いておりますし、皆様のお手元に届くように全戸配布もさせていただきました。先程おっしゃっていただいたように市報もいつも同じでは、すっとばされてしまいますので今年度中には最初の方の特集ページ等も広報の方からもらいまして、コロナであってもがん進行とか、慢性疾患の進行は待ってくれませんかって事で健診を受けてほしいというところは今後アピールしていこうと思っております。貴重な御意見ありがとうございます。

(事務局)

いままでの月期のページは同じような形にはなっているのですがけれども、がんの勧奨月間だったりとか、節目節目で受診控えは良くないっていう事を市報とか SNS、LINE やツイッターですいたんに呟いていただいたりとか、そういった取り組みを定期的にはやっているところがございます。以上でございます。

(会長)

折角なので、医療の現場にいらっしゃる先生方、御前委員、新居延委員、三木委員、立木委員、クリニックまた医療現場、歯科現場や薬剤の現場でご活躍なさっておられる先生方、もしよろしければ、現状やもし何か御提案がありましたら是非教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(D 委員)

今何人かおっしゃったように、がん検診を含めた基本健診ですね。特定健診とか、かなり率が落ち込んでおります。特に特定健診は国民健康保険の方は国保課が担当ですがけれども、例えば所謂社会保険、健康保険の社会保険に入っておられるのであれば、がん検診は私たちの担当なのですね。特定健診は健康組合の担当ですので、どうでしょうね、健保組合の方の所謂特定健診の受診率とかどうなのでしょうね。国保は確かに下がっているとは思いますが、どうでしょう。

(E 委員)

今のお話で確かに特定健診は会社なので基本的には健診系は、従業員はほぼほぼ受ける。御家族についても、特に健診だけは受けてくださいということは、かなりフォローしました。ですので、コロナ禍であってもほぼほぼ前年並みって言うのか、割とかなり高い率、8割程度の受診率ですので、それを維持できています。ただかなりフォローって言うのか、受けない人には電話でバイトさんを使って、相当プレッシャーって言うとおかしいですが、お願いっていうか、自分の為でもありますし、健診の意義というのは繰り返し伝えながらやっているところです。がん検診なんか結構、受けないとあと、繋がっていかないっていう事がありますので、特に必要なやつはやっていこうという話をしているところですの

で、自分の事であるという事がどれだけ伝えられるかという事ですので繰り返しになりますけどきちんと転嫁していく形を今とろうとしています。

(F 委員)

私共の方でも、やはり御家族の方の健診の方が大きく影響があるという感じではあがっています。ただ、令和2年度、去年度と比べると本年度は1.5倍ほど高にはなっていて、令和元年度比で75%位のところまで回復はしてきているというところなんです。また、控えていました集団検診の方等も追加で勧奨したりとかいったような事でパンフレット等を送って受診を促しているところなんです。3月までまだ集団検診の取組を展開してまいる予定ですので、今いただいた御意見を私共にもいただいたことかなと感じました。有難うございます。

(D 委員)

協会けんぽの方有難うございました。吹田市医師会としましても保健センター、国民健康保険課と連携いたしまして健診の方、いくらコロナ過と申しましても健診が止まってくれる訳ではございませんので、病気が待ってくれる訳ではございませんので、医師会も協力してやっていきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

(会長)

有難うございます。他にも実際に医療を受ける状況等、御意見、是非この機会にお伺いしたいと思っておりますので、皆さん何かこうしたらいいのではないかと、こういった問題が生じているという事がございましたら申してください。

もしこちらの案件につきまして御異議等がなければ、諮問の方を了承するという形をとってもよろしいでしょうか。

賛成多数で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

(会長)

有難うございます。では作成後の答申書は市長に報告するとともに委員の皆さんにも写しを送らせていただきたいと思いますので御確認の程宜しくお願いいたします。

案件(2)「その他」について

本年度第3回の国民健康保険運営協議会について事務局から説明がなされた

(G 委員)

開催に対してなのですけれども、今まで書類を郵送でいただく事が多いのですけれども、

私自身、例えば大学とかに来ないケースもあって、出来ればデータでいただく事は出来ないのでしょうか。その辺教えていただきたいと思うのですが。

(事務局)

データでの御希望という事でしたら、メールでデータを送らせていただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

(会長)

他の委員の方で、御希望がございましたら、事務局の方に一報していただきたいと思います。

他に御質問若しくは御不明な点ですね、何か御懸念点がありましたらお教えいただきたいと思いますがどうでしょうか。

質問等ないようですね。

では、予定の案件が終了しましたので、本日は以上で会を閉じたいと思います。

閉会